

宮福高第 1577 号
令和 6 年 3 月 28 日

介護予防・日常生活支援総合事業事業者 各位

宮古島市高齢者支援課
課長 善平 勝
【公 印 省 略】

令和 6 年度宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について（通知）

日頃より、当市の介護保険事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度介護報酬改定を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価や基準等が改正されるのに伴い、本市においても次のとおり改正します。

つきましては、内容をご確認いただきますよう、お願いいたします。

1. 基本報酬単価の変更

別紙資料をご確認ください。

2. 加算の変更

別紙資料をご確認ください。※加算の算定要件等は、国の基準に準じます。

3. 基準等の改正事項

別紙資料をご確認ください。

4. 加算に係る届出について

算定要件を確認のうえ、加算の算定を変更する場合や新たに算定する場合は、必要書類を添付して提出して下さい。

※令和 6 年 4 月分から算定する場合の提出期限は、**令和 6 年 4 月 15 日（月）**とします。

5. その他

サービスコード表は準備ができ次第、ホームページに掲載します。

単位数マスタCSVに関しては、後日（4月中旬～5月上旬予定）ホームページに掲載します。

【掲載場所】 トップページ>事業者向け情報>介護>介護予防・日常生活支援総合事業 報酬改定等

【問合せ先】

宮古島市 高齢者支援課 介護予防係
Mail:kaigo.yobou@city.miyakojima.lg.jp
電話 0980-73-1979 豊見山・伊東